

各障害福祉サービス事業所・施設 設置者 様
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナ感染防止対策における障がいのある利用者への配慮について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、依然として「第7波」の感染拡大が高水準で推移しており、各障害福祉サービス事業所・施設におかれては、感染防止対策の徹底に取り組んでいただいているところと存じます。各事業所・施設の皆様には、長期間に渡り感染防止対策に取り組みながら、利用者へのサービス提供を継続していただいております。改めて感謝申し上げます。

一方、改めて申し上げるまでもございませんが、障害福祉サービスを利用される方には、様々な障がい特性や心身の状態等により、十分な感染防止対策の実施や、検査への対応が困難な方もおられます。

各事業所・施設の皆様には、感染拡大が深刻な状況下でございますが、感染防止対策の実施にあたっては、下記のとおり、利用者に対する配慮についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 基本的な感染防止対策や検査が困難な利用者への不適切な取り扱いの防止について
施設で感染が発生した場合や、感染者との接触や発熱等の症状があるなど感染が疑われる場合を除き、基本的な感染防止対策や検査の実施が困難なことを理由に、他の利用者とは過度に異なる対応を行う、個室での生活を過度に要求するといったことが無いよう、各事業所等での対応の確認をお願いします。
- 2 サービス利用前や一時帰宅後の不適切な検査の強要の防止について
利用者本人やご家族等の理解を得ないまま検査の実施を強要する、利用者の障がい特性や心身の状態に十分配慮せず一律に事業所等が指定する方法での検査を実施する、利用者に検査に係る費用負担を強制的に求めるなど、不適切に検査を強要することが無いよう、各事業所等での対応の確認をお願いします。
- 3 適切な感染防止対策の実施について
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策には、PCRや抗原定性など検査の感度には限界があることを踏まえ、マスクや手指消毒などの基本的な感染対策を第一として、

日々の健康チェックと感染の疑いがある場合の早期対応が非常に重要となります。

利用者のご家族にもご協力をいただきながら、利用者の検温と、数日以内の発熱や咽頭痛、咳、全身倦怠感、下痢などの症状の有無に関する日々の健康チェック、感染の疑いがある人との接触状況の確認の徹底を行っていただき、感染の疑いがある場合にはサービスの利用停止や個室対応など、早期対策の実施をお願いします。

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
T E L	058-272-1111 内線 2686		
F A X	058-278-2643		